

※回答の内容は令和 6 年 5 月現在での検討内容を踏まえたものであり、今後変更となる場合があります。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
1	実施要項	1	スケジュール	今回の参加申込および意見提出をすることで、どの程度の期間、継続的な個別対話を求められる可能性があるか？	個別対話は、令和6年8月以降に、 1 時間程度を予定しています。
2	実施要項	1	質問・回答	質問（2 回目）の回答が7月19日、意見の提出期限が7月26日となっており、質問への回答を踏まえた意見の検討期間が非常に短期となっております。質問（2 回目）への回答期限を1,2週間前倒しとしていただくことは可能でしょうか。	質問（2 回目）に対する回答は令和6年7月19日までにありますが、早期回答に努めます。
3	実施要項	1、 2	募集の手続き等	本調査に参加し、参加申込を提出した後で意見書を出さないことがあっても問題ないか。	問題ありません。
4	実施要項	3	2-6意見の提出	参加申込の提出後に、やむを得ない事情が発生した場合は、意見の提出を辞退することは可能でしょうか。	可能です。
5	実施要項	3	参加申込書・意見書	参加申込書・意見書フォーマットにおける「担当者（代表者）」に関し、部門長を記載する等の指定は特にないという理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
6	実施要項	3	参加申込書・意見書	参加申込書・意見書とも電子メールでの提出と規定されておりますが、提出資料への押印は不要との理解でよろしいでしょうか。	よろしいです。
7	実施要項	4	3－2 留意事項	3）には「参加者が提出する資料の著作権は参加者に帰属する」、とあるが、4）では「事業者公募の技術仕様等を作成する際の基礎的資料とすることとし、情報等の取り扱い、知的財産等について十分に注意いたします」とある。参加者に帰属する意見が事業者公募の際に国道名で表明されることについて、矛盾が生じるように読めるが、具体的な見解をいただきたい。	4）に記載する「知的財産権等に十分注意」とは、提出された資料の無断での引用・使用はもちろん、許可を得た上でも行わないことを意味しており、事業者公募の技術仕様等を作成するにあたり、参考とさせて頂くことを想定しています。
8	実施要項	4	3－2 留意事項	質問内容、意見表明に対する具体的な著作権の保護の考え方をお教えいただきたい。	4）に記載する「知的財産権等に十分注意」とは、提出された資料の無断での引用・使用はもちろん、許可を得た上でも行わないことを意味しており、事業者公募の技術仕様等を作成するにあたり、参考とさせて頂くことを想定しています。
9	事業概要書（案）	3	国道15 号品川駅西口駅前広場の概要	当該計画地の地下には東京メトロ南北線の新駅計画が予定されている。事業概要書において、東京メトロ新駅との接続計画に関する記載がほとんどないが、デッキと地下鉄駅との接続（EV,階段等）の状況について明らかにしていただきたい。	事業概要書（案）P17に示す第2段階までは、東京メトロ新駅とデッキを直接接続する動線は計画されていませんが、周辺開発と連携して配置することを想定しています。第3段階以降の直接接続については未定です。
10	事業概要書（案）	5	企画提案の公募	令和元年10月に実施された企画提案の公募結果は事業概要書（案）に全て反映されているという理解でよろしいでしょうか。	企画提案公募で頂いた意見やアイディアは、全てではありませんが、事業概要書（案）に反映しています。
11	事業概要案	6	デッキ階・地上階タクシー乗降場について	特定車両停留施設に自家用車は乗り入れができないと認識しておりますが、事業概要書内では自家用車の乗り入れができる記載がございました。許可された車両の乗り入れはできる想定でしょうか。	特定車両停留施設への自家用車の乗り入れは不可ですが、事業概要書（案）P6のモビリティの表の地上階の「自家用車」およびP8の地上部の図の「一般車」の表記は、事業概要書（案）P16の平面図（地上階）に示す特定車両停留施設から除外された部分での乗り降りを想定しています。
12	事業概要案	6	デッキ階・地上階タクシー乗降場について	特定車両停留施設に自家用車は乗り入れができないと認識しておりますが、事業概要書内では自家用車の乗り入れができる記載がございました。特定車両停留施設にはライドシェアの乗り入れは可能でしょうか。	特定車両停留施設へのライドシェア（白ナンバー）の乗り入れは不可となります。ライドシェア（白ナンバー）は一般車扱いとなる想定ですが、特定車両停留施設以外の部分への乗り入れについての詳細は未定です。
13	事業概要案	6	許可車両について	デッキと地上階それぞれに入れる車両の許可区分をご教示ください（例：一般乗り合い、一般貨物、一般貸し切り等）	地上階の特定車両停留施設には、タクシーと路線バスの乗り入れの許可を想定しています。一般車の乗降スペースも確保しますが、ここは特定車両停留施設から除外する想定です。一方デッキ上は、タクシーのうち予約車両の乗り入れを想定していますが、詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
14	事業概要案	6	モビリティ	電気自動車のイメージ図がございましたが、事業計画地内には充電施設を整備する予定でしょうか。	充電施設の整備は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
15	事業概要書	7	段階的なモビリティネットワークの進化（デッキ階）	歩行者と新たなモビリティ（歩行支援）の動線は同一とされているが、モビリティ専用レーンを設ける考えはあるか？（歩行者の安全性、モビリティの利便性向上）	モビリティ専用レーンの設置は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
16	事業概要案	7	モビリティ	歩行支援のモビリティですが、安全面から歩行者との導線を分ける必要があると思いますが、決定している方策がございましたら、ご教示ください（歩行支援モビリティ専用レーンを設ける等）。	新たなモビリティ（歩行支援）における歩行者動線との分離等の方策は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
17	事業概要案	7	新たなモビリティ事業	歩行支援のモビリティはSPCが運営することを想定されているのでしょうか。または、外部の事業者へ委託するイメージなのでしょうか。	新たなモビリティ事業の主体はPFI事業者またはPFI事業者が委託する業者のいずれかを想定していますが、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
18	事業概要案	7	新たなモビリティ事業	歩行支援のモビリティを利用する際は予約をして利用するイメージでしょうか。仮に予約して利用するとしたら、予約システムの初期整備や更新は国負担になるのでしょうか。	新たなモビリティ（歩行支援）の予約システムを含む運用方針は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
19	事業概要案	7	モビリティ	歩行支援のモビリティは地上階に下りられるのでしょうか。	新たなモビリティ（歩行支援）は、動線計画等を含め詳細は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
20	事業概要案	8	デザインコンセプト	民間または国側で、各バースにサイネージは設置する想定でしょうか。	各バースへのサイネージの設置は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
21	事業概要案	8	デザインコンセプト	4丁目地区に複合ターミナルを計画されていますが、現段階で決まっているターミナルの内容（事業規模、施設機能等）をご教示ください。	4丁目地区の複合ターミナルの設置は、現時点では未定です。
22	事業概要案	8	デザインコンセプト	複合ターミナルは今回の事業範囲に含まれるのでしょうか。	4丁目地区の複合ターミナルについては、事業範囲に含まないことを想定しています。
23	事業概要案	8	デザインコンセプト	デッキ下の国道には、歩行者向けの信号付きの横断歩道は整備する予定でしょうか。	完成形としてはデッキによる横断を基本とするため、地上階には国道を渡る横断歩道の設置は計画していません。
24	事業概要案	8	デザインコンセプト	信号を設ける場合は、整備から管理までは国側が行うのでしょうか。	信号機の設置は公安委員会で実施します。
25	事業概要案	8	待合スペースについて	利便性を考えて、1階にも待合スペースを設ける想定はございますでしょうか。	地上階の待合スペースの設置は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
26	事業概要案	8	待合スペースについて	1階にも待合スペースを設ける想定だった場合、列の整理方法をご教示ください（道路表示やベルトパーテーション）。	地上階の待合スペースの設置は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
27	事業概要案	8	バス路線の集約について	本事業で集約するバス路線（バス事業者、行き先、ダイヤ等）をお示しください。	バス路線の集約は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
28	事業概要案	8	バス路線の集約について	品川駅東口にもバス停がございますが、東口に乗入しているバスも、本事業のターミナルに集約するのでしょうか。	バス路線の集約は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
29	事業概要案	8	地上階バス乗降場について	地上階のバスターミナルについてですが、バースの数はどのくらいを想定されていますか。	地上階のバース数は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
30	事業概要案	8	地上階バス乗降場について	地上階のバスターミナルに停車する車両で、本資料に記載されている以外で検討されている車両がありましたら、ご教示ください。	本資料掲載以外の車両は、現時点ではありません。
31	事業概要案	8	停留料金について	品川駅では、企業の送迎バスの需要が多いと認識していますが、企業の送迎バスを当計画のターミナル内に停めることができるのでしょうか。また、送迎バスからも停留料金を収受できる計画でしょうか。	特定車両停留施設への企業送迎バスの乗り入れは、不可となります。企業送迎バスは一般車扱いとなる想定ですが、特定車両停留施設以外の部分への乗り入れについて詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
32	事業概要案	8	停留料金について	事業期間中、停留料金を値上げするにあたり、バス事業者との協議において、国側の参加はありますでしょうか。	国が協議に参加することは想定していませんが、マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
33	事業概要案	8	管理運営	西口4丁目地区に複合ターミナルの検討に関する記載がございますが、工事着手された場合、運営面管理面に支障をきたす可能性がございますでしょうか（バスターミナルの使用制限等）。	4丁目地区の複合ターミナルについては、整備時期等を含め現時点では未定です。
34	事業概要案	8	管理運営	複合ターミナルの整備期間中、使用制限が発生した場合、工事期間中の保障等は検討されているのでしょうか。	4丁目地区の複合ターミナルについては、整備時期等を含め現時点では未定です。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
35	事業概要書（案）	8 16	収入・費用	品川駅方（東側）のバス乗降場やタクシー乗降場（事業概要書P8）がコンセッションの対象（事業概要書P16の⑥⑦⑧）となっておりますが、収入見込みはどのような項目、金額がありますでしょうか。具体的には、コンセッション事業者がバス事業者等に対し、バスポール設置料の設定や収受は可能なのかご教示ください。 また、コンセッション事業者が行うべき運営管理とは具体的にどのような業務内容を想定されているのかご教示ください（道路管理者・交通管理者やバス事業者等が行う業務内容についてご教示ください。）。	コンセッションの対象に関する収入見込み、PFI事業者が行うべき管理運営の具体的な内容に関しては、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。 バス事業者等に対してPFI事業者がバスポール設置料の設定や収受ができるかは、現時点では未定です。 マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
36	事業概要案	8	モビリティ	シェアサイクルを展開することが想定されておりますが、事故のリスクへの対策はどうお考えでしょうか。	シェアサイクルについては、現時点では未定です。 マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
37	事業概要書（案）	9	デザインコンセプト（４）	東側アクセス路整備の東側隣接エリアにおける品川駅周辺地区地区計画区域内の地権者及び港区等関係行政との調整・協議状況をお教えいただきたい（PFI事業者として管理を担う場合のリスク回避のため）。	個別の地区との調整・協議内容についてはお答えできません。
38	事業概要案	10 11	管理運営	デッキ部の上空に建設する屋根の高さ（デッキから屋根までの高さ）は何メートルを想定されていますでしょうか。	検討中です。
39	事業概要書（案）	11	交通広場建屋・アンブレラフリー	交通建屋とのアンブレラフリーなど道路内建築物等の建築関係法令の扱いについては行政協議済みという理解でよいか。	行政協議中です。
40	事業概要案	11 17 18	事業イメージ	P11では、北側自由通路から南側自由通路まで屋根が設けられているイメージ図が掲載されていますが、今回の計画では北側の一部を整備する認識でよろしいでしょうか。	P16「BT・コンセッションの対象」に記載の「BTの対象施設」が整備対象施設です。
41	事業概要書（案）	12 18	1－４．国道１５号品川駅西口駅前広場デザインコンセプト	「想定される交通広場建屋に備える機能」を十分に満たし、サービス機能の運営により事業収益性を高めるために、交通広場建屋の規模・機能設定に際しては、民間事業者との意見交換の場が今後も継続的に設定されるという理解でよろしいでしょうか。	機能設定は現時点での想定です。規模の拡大は構造上の制約もあり想定していませんが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。また本マーケットサウンディングにおいて意見提出者と個別対話を実施する場合がありますが、継続的に個別対話を実施することは想定していません。
42	事業概要書（案）	12	交通広場建屋	交通広場建屋に設けるサービス機能について、整備が必須となる具体的な機能はありますか。	交通広場建屋に備える機能のうち、サービス機能の必須機能は検討中です。事業概要書（案）に示した機能（観光案内、コインロッカー、トイレ、食事施設等）を例として想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
43	事業概要書	12	交通広場建屋に備える機能	機能は例示であり、必須機能ではないと捉えてよいか？	交通広場建屋は、乗降場など特定車両停留施設利用者のための施設ですが、事業概要書（案）に示している機能は現時点での想定となります。今後、実施方針等の公表時には必要機能を示す想定です。
44	事業概要書（案）	12	交通広場建屋サービス機能	交通広場建屋に設けるサービス機能について、機能例として観光案内所等が記載されておりますが、整備が必須となる機能、あるいは制限される機能の想定はありますか。	交通広場建屋に備える機能のうち、サービス機能の必須機能は検討中です。事業概要書（案）に示した機能（観光案内、コインロッカー、トイレ、食事施設等）を例として想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。 特定車両停留施設利用者のための機能であれば、制限される機能は特にない想定です。
45	事業概要案	12	交通広場建屋のサービス機能について	コインロッカーの想定台数がございましたら、ご教示ください。	コインロッカーの想定設置台数は、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。
46	事業概要案	12	交通広場建屋のサービス機能について	屋外にもコインロッカーを設置できる場所はございますでしょうか。	コインロッカーの屋外設置は、現時点で想定していません。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
47	事業概要案	12	交通広場建屋のサービス機能について	道路交通情報は、どのような表示方法を想定されているのでしょうか（定刻表示、または遅延情報を含むリアルタイム表示等）。	道路交通情報の表示方法は、現時点では未定です。 マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
48	事業概要案	12	交通広場建屋のサービス機能について	道路交通情報の提供は、バス利用者にとって必要な機能と考えておりますが、初期整備は、国側で負担いただく認識でよろしいのでしょうか。	現在想定しているのは、交通広場建屋への道路交通情報提供のための設備の設置です。基本的な機能として、PFI事業者のBTでの設置を想定していますが、詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
49	事業概要案	12	交通広場建屋のサービス機能について	バスの運行管理に必要なだと想定している設備はございますでしょうか。	バスの運行管理に必要な設備は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
50	事業概要案	12	交通広場建屋のサービス機能について	「多様な交通モードは一体となって機能するよう・・・」という文言がありますが、バスと次世代モビリティの円滑な乗り継ぎに必要な情報提供等を想定されているのでしょうか。	「多様な交通モードは一体となって機能・・・」は、自動車、バス、タクシー、リニア、新幹線、在来線、地下鉄、新たなモビリティ等の多様で階層的な交通モードの円滑な乗り継ぎに必要な情報提供等を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
51	事業概要案	12	交通広場建屋のサービス機能について	交通結節機能の道路交通情報の提供は各バス会社の運行情報を集約して、表示するイメージでしょうか。その他、交通機関の表示も想定しておりますでしょうか。	交通結節機能の道路交通情報の提供は、現時点では詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
52	事業概要案	12	交通広場建屋のサービス機能について	サービス機能についてですが、サービス機能に関する施設仕様（広さ、個数、業種等）は想定されているものはございますでしょうか。	施設の仕様は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
53	事業概要案	12	サイネージの表示機能	仮に各バースにサイネージを設置する場合は、決まった行先や時刻の表示が必要でしょうか。また、遅延情報を伴うリアルタイム表示も必要でしょうか。	各バースへのサイネージ設置は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
54	事業概要案	12	防災機能	災害時の情報提供だけでなく、備蓄品も必要になると思いますが、保管場所は整備されるのでしょうか。また備蓄品の更新は国負担で行われるのでしょうか。	保管場所としては交通広場建屋内を想定していますが、管理方法（更新含む）は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
55	事業概要書（案）	15	サービス購入料	購入料の算定方は（原価＝整備費＋金利）か。もしくは、公共で金額を先に指定か。コンセッション対価相当額を相殺するのか。支払時期の想定は。	算定方法、支払時期及び方法（一括・分割）の詳細は、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
56	事業概要書（案）	15	収益・利益	事業方式において、PFI事業者は特定車両停留施設の利用料金やサービス機能の運営による収益を得られるとしていますが、具体的にどのようなサービスを想定しておりますでしょうか。 また、仮に店舗などを入れることになった場合、入れることのできない業態などはありますでしょうか。	サービス機能としては、特定車両停留施設利用者が利用するものを想定していますが、具体的な機能はPFI事業者から提案いただくことになります。店舗等の業態の具体的な制限は現時点では未定ですが、国道上空であることや、デッキ上であることを考慮し、危険物を取り扱う業態や、大きな荷重を必要とする業態等の運営はできない想定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いします。
57	事業概要書（案）	15	事業方式・事業期間	BTを行うPFI事業者とコンセッションを行うPFI事業者は別の組織体でもよいか。BTの契約とPFIの契約とは別の契約になるのか。また、それぞれの事業内容に合致した別々の事業体が契約相手方となることも考えられるか。	現時点において、BT及びコンセッションによる施設の管理運営を担うPFI事業者は同一であることを想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性があります。
58	事業概要書（案）	15	事業期間	BTの実施は国道上空デッキ整備完了後になると考えられますが、国道上空デッキが2027年度に完成する想定に基づくと2028年度～2032年度の整備という想定でよろしいでしょうか。また、設計作業はどの程度の期間を想定されておりますでしょうか。	現時点で、国道上空デッキ（北側）供用後、3～4年程度の整備期間を想定しています。設計期間の具体的な期間は未定です。
59	事業概要案	15	事業契約期間	事業期間内で、新たなモビリティが技術的にどう変化するのが不明確であり、また社会情勢の変化が生じる可能性があるなかで、30年間という事業期間はリスクが高いと考えております。当初は10年間の事業とし、その後事前協議により10年毎に更新することは可能でしょうか。	事業期間とその考え方については、マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
60	事業概要書（案）	15	その他	コンセッション事業期間終了後の施設の取扱いはBOTになるのでしょうか。	BT＋コンセッションの想定のため、コンセッション開始時点で施設の所有権は国に移ります。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
61	事業概要書（案）	15	その他	特定車両停留施設に設定されるデッキ階および地上階には、特定車両に指定されるもの以外は進入可能でしょうか。例えば、イベント等の場合にはキッチンカー、管理の観点では管理車両が想定されます。進入可能な場合、コンセッション事業者はどのようなプロセスを踏めばよろしいでしょうか。	キッチンカー等は、占用物件との位置付けで、進入可能とする想定です。特定車両停留施設のコンセッションにおける占用許可は、道路管理者に代わってPFI事業者が実施できる場合もありますが、本事業における許認可のプロセスは現時点では未定です。管理運営にかかる管理車両や搬入車両は、特定車両停留施設への進入を可能とする想定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
62	事業概要書（案）	16	BT	交通広場建屋及び通路屋根の設計段階において、PFI事業者から意見出し等は可能か。	交通広場建屋及び通路屋根の設計は、PFI事業者決定前に完了するため、ご意見の反映はできません。ただし交通広場建屋は、PFI事業者決定後、運営する事業に応じて内装等の設計が可能な想定です。
63	事業概要書（案）	16	BT	交通広場建屋及び通路屋根の整備に係る関係者協議（行政手続き、施工調整等）の実施主体は。	協議先と協議内容によりますが、PFI事業者を想定しています。道路管理者としての協議が必要な場合は、国が実施する場合があります。
64	事業概要書（案）	16	BT	BT整備期間中、工事範囲内についてはデッキ舗装面も含めて民間事業者の管理対象範囲と認識しておりますが、期間中に歩行者等の動線確保のために供用されている部分についても民間事業者の管理対象に含まれますでしょうか。また、含まれる場合は管理費用負担は民間事業者が行う形になりますでしょうか。	BT期間中の工事範囲内の管理費用は、サービス購入料として国がPFI事業者に支払うことを想定しています。
65	事業概要書（案）	16	事業対象（BT）	今後、管理運営時のサービス機能の付加価値を向上させるためにBTの対象を変更する可能性はございますか（利用者の利便増進に資する工作物、物件又は施設（EX：案内サイネージ等）の増築等）。	事業概要書（案）等に記載している対象から大きく変更することは想定しておりませんが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性あります。
66	事業概要書（案）	16	事業対象（BT）	管理運営時のサービス機能の付加価値向上のため、選定された民間事業者が交通広場建屋の計画（用途・配置・規模等）を変更することは可能でしょうか。また、変更内容に制限があればご教示ください。	交通広場建屋の配置変更、規模の拡大は構造上の制約もあり想定していませんが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性あります。用途（機能）は、事業概要書（案）に示した機能を例として想定していますが、マーケットサウンディングのご意見を踏まえた今後の検討により変更の可能性あります。
67	事業概要書（案）	16	事業対象（BT）	BTで整備予定の通路屋根に関し、今後公表が予定される実施方針、要求水準の範囲内で、変更等は可能と考えてよろしいでしょうか。	国道上空デッキの構造に影響のない範囲で変更は可能ですが、詳細はBT実施段階での協議対象となる想定です。
68	事業概要書（案）	16	コンセッション	コンセッション期間中、管理エリアにおける施設の改築・増築・新築等の行為（修繕は除く）は制限させるのか。	今後公表が予定される実施方針、要求水準等の範囲内かつ、国道上空デッキの構造に影響のない範囲で変更は可能ですが、詳細は協議対象となる想定です。
69	事業概要書（案）	16	事業対象（コンセッション）	管理運営の対象について、特定車両停留施設④アクセス路は舗装面のみを指しており、アクセス路本体（土木構造物）の管理はデッキ本体と同様に事業対象外という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
70	事業概要書（案）	16	BT・コンセッション	今回の建屋は道路法上の道路であるデッキ上の道路内建築物であると見受けられるが、周辺施設からの避難の担保などについての要件が発生するか。（行政協議済みか）	道路内建築物について行政協議中です。
71	事業概要書	16	BT・コンセッションの対象	今回のマーケットサウンディング結果を踏まえ、対象が見直しされる可能性はあるか？	事業概要書（案）等に記載している対象から大きく変更することは想定しておりません。ただし、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性あります。
72	事業概要書（案）	16	2－2. BT・コンセッションの対象	「デッキ本体の管理は事業対象外」とありますが、「デッキ本体」に含む範囲をご教示ください。	デッキ舗装面を除くデッキ・アクセス路の構造物を想定しています。デッキ舗装面には、舗装面及び舗装面より上にある植栽や高欄等を含む想定です。
73	事業概要書（案）	16	2－2. BT・コンセッションの対象	「BTの対象は交通広場建屋の内装等設計・整備と通路屋根の整備」とありますが、BTコンセッション事業者が内装設計を行う際の交通広場建屋の状態について現時点の想定をご教示ください。	PFI事業者決定時点では、通路屋根、交通広場建屋ともに未整備の状態を想定しています。
74	事業概要案	16	BT・コンセッションの対象	交通広場建屋の設計整備費用は、内装を含め国が負担する理解でよろしいでしょうか。	BTなので、PFI事業者で資金調達を行っていただく想定ですが、サービス購入料として、国が支払う想定です。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
75	事業概要案	16	BT・コンセッションの対象	【BT・コンセッションの対象】の表にあるBT部分の設計整備費用は、事業者から施工業者に支払うか、または国から施工業者に支払うかのどちらを想定されていますか。	本事業は整備からのPFIを前提としており、PFI事業で行う設計費、整備費はSPCから設計者、施工業者に支払うことを想定しています。
76	事業概要案	16	BT・コンセッションの対象	資金調達の観点から、仮に事業者から施工会社に設計整備費を支払う場合、国から前金として費用をいただくのか、後払いなのかをご教示ください。 後払いの場合、一括でお支払いいただくのか、事業期間内分割支払いなのかをご教示ください。	PFIなので、PFI事業者で資金調達を行っていただく想定ですが、サービス購入料として、国が支払う想定です。 費用の支払い時期は現時点では未定です。マーケットサウンディングの意見等踏まえ、今後検討していきます。
77	事業概要案	16	BT・コンセッションの対象	デッキ階の舗装面に関してですが、タイルや点字ブロックの管理や補修保全以外に、他に何かありますでしょうか。	デッキについて、PFI事業者が管理する範囲としては、デッキ舗装面を想定しています。デッキ舗装面には、タイルや点字ブロックの他に、舗装面より上にある植栽や高欄等も含む想定です。
78	事業概要案	16	BT・コンセッションの対象	地上階の道路面、スロープ、デッキ階の停留地のアスファルトの補修や修繕は、国側で行う認識でよろしいでしょうか。	地上階の道路面は国で管理する想定ですが、デッキ階の乗降場及びアクセス路の舗装についてはPFI事業者の管理運営の対象とする想定です。
79	事業概要案	16	BT・コンセッションの対象	デッキ階に乗り場案内の看板等の設置が必要であると思います。設置するとしたら、国側か事業者側どちらが設置するのでしょうか。	サインは、周辺開発と連携の上、品川駅周辺全体で今後検討を進める予定ですが、整備主体は未定です。 但し、特定車両停留施設に停留できる車両の種類（標識の設置）は、道路法第48条の34に基づき、道路管理者が実施する想定です。
80	事業概要案	16	BT・コンセッションの対象	デッキ階における管理運営の範囲ですが、現状5項目しか記載がございません。エレベーターや手すりなどの設備は国側で整備されるのでしょうか。	事業対象のデッキ上において、交通広場建屋以外にエレベーターや階段を設置する予定はありません。 デッキについて、PFI事業者が管理する範囲としては、デッキ舗装面を想定しています。デッキ舗装面には、舗装面より上にある植栽や高欄等も含む想定です。
81	事業概要書（案）	16	BT・コンセッションの対象	コンセッション期間中、モビリティの進展に伴い施設の改修等が必要となる場合の事業範囲や費用負担の考え方についてご教示ください。	著しい事業環境の変化に伴い、事業範囲が変更となった場合、その内容毎に費用負担の分担について協議し、決定していくことを想定しています。
82	事業概要書（案）	16	⑤デッキ舗装面	どこまでの範囲を管理範囲と想定しているか（清掃等＋修繕？）、※2は、BT期間限定の意図か。	管理範囲は、清掃と経常修繕、警備等を想定しています。また、コンセッション期間は特定車両停留施設全体が管理対象となるため、コンセッション期間においても、デッキ舗装面及び舗装面より上にある植栽や高欄等は管理対象と想定しますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性あります。
83	事業概要書（案）	16	⑤デッキ舗装面	デッキ階における交通広場建屋外での収益事業(広告、イベント)実施可能か。	収益事業の実施を想定していますが、法的な制約もあるため、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
84	事業概要書（案）	16	⑤デッキ舗装面	(実施可の場合)道路占用料の減免等の特例措置により、占用料等の費用負担は無しでよいか。	占用料については現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
85	事業概要書（案）	16	⑦、⑧関連	バス・タクシーの業者選定も事業者側となるか。	現時点では未定ですが、マーケットサウンディングのご意見等も踏まえ、今後検討していきます。
86	事業概要書（案）	16	⑥、⑦、⑧関連	バス・タクシー管理のために必要な設置物等について、占用料等 費用負担無しでよいか。	占用料については現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
87	事業概要書（案）	16	整備範囲	今回の「BT」の対象にデッキ本体工事は含まれない、との理解でよろしいでしょうか。この場合、交通広場建屋や通路屋根の柱等位置の設計に制約が生じる、との理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。なお交通広場建屋及び通路屋根の柱位置は、国が行う建築実施設計にて確定するため、BTでの変更はできない想定です。
88	事業概要書（案）	16	事業対象	BT・コンセッションの対象表における、①～⑧でBTの対象外となっている箇所（「-」）の整備時期の想定を伺えますでしょうか。	整備時期は未定です。
89	事業概要書（案）	16	BT	【BT・コンセッションの対象】①～⑧でBTの対象外となっている箇所（「-」）の設計・整備主体と整備時期をご教示ください。	整備時期は未定です。 整備主体はいずれも国の想定です。
90	事業概要書（案）	16	設計整備事業対象	今後、管理運営時のサービス機能の付加価値を向上させるためにBTの対象を変更する可能性はございますか（交通広場建屋の内装等以外も含むなど）。	事業概要書（案）等に記載している対象から大きく変更することは想定しておりません。ただし、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性あります。
91	事業概要案	16	整備内容	国側が整備した設備やシステムは、更新時は国側が負担する認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
92	事業概要案	16	管理運営	交通広場建屋以外にエレベーターやエスカレータは設置されるのでしょうか。	事業対象のデッキ上において、交通広場建屋以外にエレベーターやエスカレーターを設置する予定はありません。周辺開発内の縦動線にて移動する予定となっています。
93	事業概要案	16	管理運営	仮に交通広場建屋以外にエレベーターを設置する際は、歩行支援のモビリティを載せることを前提とされるのでしょうか。	事業対象のデッキ上において、交通広場建屋以外にエレベーターを設置する予定はありません。
94	事業概要案	16	管理運営	イメージ図を拝見する限り、屋根は高所にあるという認識ですが、日常的に点検するために点検用通路等は設けられるのでしょうか。	日常点検が可能な構造とする想定です。
95	事業概要案	16	管理運営	屋根や柱に広告を設置できるのでしょうか（垂れ幕やサイネージなど）。	屋根及び柱への広告設置は、実施を想定していますが、法的な制約もあるため、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
96	事業概要案	16	管理運営	地上階におけるバス乗降場に、誘導業務が必要であると考えておりますが、無人での対応は可能でしょうか。	地上階におけるバス乗降場は路線バスを想定しています。誘導業務の要・不要はPFI事業者又はバス事業者で判断するものとの想定です。
97	事業概要案	16	管理運営	デッキ本体の管理は事業対象外となっております。国側で管理する範囲、事業者側で管理する区分をお示しいただけますでしょうか。	デッキについて、PFI事業者が管理する範囲としては、デッキ舗装面を想定しています。デッキ舗装面には、舗装面より上にある植栽や高欄等も含む想定です。
98	事業概要書（案）	16	管理運営事業対象	管理運営の対象について、アクセス路本体（土木構造物）の管理はデッキ本体と同様に事業対象外という理解でよろしいでしょうか。1階タクシー乗降場等の道路本体の管理はどこまでがコンセッションの管理対象でしょうか。	ご認識の通り、アクセス路本体の管理は事業対象外です。なお、デッキ舗装面については、アクセス路や乗降場も含め、管理運営の対象とする想定です。デッキ舗装面には、舗装面及び舗装面より上にある植栽や高欄等を含む想定です。地上階はバス・タクシー乗降場や歩道部における舗装、照明、横断防止柵等を管理運営の対象として想定しております。
99	事業概要案	16	バス管制業務について	事業概要案に、場内の空きバースを管理するバス管制業務についての文言がありませんでしたが、本事業には管制業務を含んでいない想定でしょうか。	管制業務は、要・不要含め、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
100	事業概要案	16	バス管制業務について	仮にバス管制業務を行う場合、バス管制室はターミナル内に設けられるのでしょうか。	管制業務は、要・不要含め、現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
101	事業概要案	16	設計	コンセッションの対象に関する表に、屋根の設計について触れていませんが、国と事業者側のどちらが設計を行うのでしょうか。	通路屋根の設計は、国が実施します。
102	事業概要案	16	バリアフリー	デッキ階と地上階に関する設備に関してですが、バリアフリー関連の記載がモビリティ以外は一切触れていません。現時点で想定しているバリアフリー機能についてご教示ください。	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律等に基づくバリアフリー対応を想定しています。
103	事業概要書（案）	16	リスク	④のアクセス路は、車両の通行路であることが明確ですが、管理の視点から範囲に含まれるのでしょうか。	アクセス路や乗降場も含め、デッキの舗装面は管理運営の対象とする想定です。デッキ舗装面には、舗装面及び舗装面より上にある植栽や高欄等を含む想定です。
104	事業概要書（案）	16	リスク	屋根および建屋の設計は東京国道事務所でご担当され、内装設計のみをPFI事業者ということでよいでしょうか。設備設計は、どちらの範疇になるのでしょうか。	通路屋根および交通広場建屋の設計は、ご認識の通りです。建物の躯体、共用施設、建物全体に関わる設備設計は国が行い、内装設計に伴う設備設計はPFI事業者が行うことを想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性があります。
105	事業概要書（案）	16	費用	デッキ上の空間（事業概要書P16の②④および屋根）の運営管理とは、具体的にどのような業務内容でしょうか。特に屋根については、点検や清掃に高所作業車が必要になるなど、内容によって多額のコストがかかることが想定されるため、どのような業務内容を想定しているのかご教示ください。	管理運営としては、清掃と経常修繕、警備等を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性があります。なお、日常点検が可能な構造とする想定です。
106	事業概要書（案）	17	第1段階	デッキ階での整備時期は、デッキ整備完了後の着工という考えで良いか。具体的に何年度の想定か。	交通広場建屋の着工はご認識の通りです。具体的な着工時期については未定です。
107	事業概要書（案）	17	第2段階	デッキ階と地上階のコンセッションは同時に開始となるのか。具体的に何年度の想定か。	デッキ階と地上階それぞれの開始時期は未定です。
108	事業概要書（案）	17	第3段階	「新たなモビリティ」のPFI事業の公募の想定時期はいつか。当初公募に包含されるか。	新たなモビリティ事業については、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
109	事業概要書（案）	17	賑わい広場	「賑わい広場」は、どの場所を指すか。整備主体の想定はあるか。別途、BT/コンセッション方式想定か。	賑わい広場は、国道上空デッキのうち、南半分（概ね中央自由通路以南）を想定していますが、本事業の対象外です。 賑わい広場の整備主体及び事業手法は現時点で未定です。
110	事業概要書（案）	17	賑わい広場	「賑わい広場」の運営は、⑤デッキ舗装面の管理運営範囲に包含されるか。	賑わい広場は本事業の区域外であり、運営についても本事業の対象外の想定です。
111	事業概要書	17	段階的な事業のイメージ	デッキ階で接続する西口地区よりもデッキ階の整備完了が先行した場合のデッキの供用開始時期に関する考えをお聞かせ願いたい。	同時供用が望ましいと考えていますが、現時点では未定です。
112	事業概要書（案）	17	段階的な事業のイメージ	当該事業整備中の暫定利用について、どの程度の整備をすることを想定しているのでしょうか。（バスやタクシーの停留所数など）	現時点では未定です。
113	事業概要書（案）	17	段階的な事業のイメージ	品川駅西口関連開発の進捗具合に応じて、コンセッションの開始時期が変更となる可能性はありますでしょうか。	周辺開発と連携を図りながら事業スケジュールの検討を進める想定ではありますが、コンセッションの開始時期が変更となる可能性はあります。
114	事業概要書（案）	17	段階的な事業のイメージ	アクセス路（④）については、コンセッションの開始時期までに完成すると想定してよいか。	完成を想定しています。
115	事業概要書（案）	17	リスク	第２段階・第３段階では、南側の賑わい広場が整備されていない状況となりますが、この期間において地上レベル南側のバス乗降場の運営は、賑わい広場が構築中であると想定する場合、稼働させることができないのではないのでしょうか。	地上階における、南側の賑わい広場構築中の運営は未定です。
116	事業概要書（案）	17	BT	通路屋根等の整備のための工事車両動線や工事ヤードの想定、BT期間中デッキ上に求められる機能（歩行者動線の確保等）についてご教示ください。	通路屋根等の整備における施工ヤードはデッキ上を想定しており、工事車両もアクセス路を経由してデッキ上に上がることを想定しています。BT期間中のデッキ上は、歩行者の国道横断機能の確保が必要ですが、具体的な場所・規模等はBTの中で事業者側で検討し、適宜国と協議することを想定しています。
117	事業概要書（案）	18	交通広場建屋・通路屋根	道路内建築物の条件によるレイアウトの制限は具体的に提示されるのか。	設計段階における行政協議に基づき、要求水準書にて提示の予定です。
118	事業概要書（案）	18	交通広場建屋・通路屋根	サービス機能の規模（約780㎡）について、規模を拡張する提案は可能か。また、サービス機能については、P12に示されている機能以外についても提案は可能か。	サービス機能の規模（約780㎡）は現時点の想定であり、マーケットサウンディングのご意見を踏まえた今後の検討により変更の可能性がありま す。 サービス機能の内容については、事業概要書（案）に示した機能を例として想定してますが、マーケットサウンディングのご意見を踏まえた今後の検討により変更の可能性がありま す。
119	事業概要書	18	交通広場建屋	収益目的の催事の開催は可能か？また、催事の際に通行に支障をきたさないことを前提に仮設ステージ等の設置は可能か？	催事の開催や仮設ステージの設置も可能となるよう行政協議を進めていますが、法的な制約もあるため、現時点では未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
120	事業概要案	18	交通広場建屋	参加検討をされている事業者の意見を収集したうえで、規模の拡大または機能の拡張を実施する可能性はございますでしょうか。	規模の拡大は、構造上の制約もあり想定していません。機能は、事業概要書（案）に示した機能を例として想定してます。マーケットサウンディングのご意見を踏まえた今後の検討により変更の可能性がありま す。
121	事業概要案	18	交通広場建屋	バスターミナルに長距離バスの集約が想定されている場合、運転手の仮眠が必要になると考えます。仮眠室の整備は本事業に含まれているのでしょうか。	第１段階・第２段階の事業において、長距離バスの集約は想定していません。また、第３段階以降においても、国道上空デッキまたは地上階において長距離バスの乗り入れを行う場合においても、交通広場建屋への運転手の仮眠室の設置は想定していません。マーケットサウンディングのご意見を踏まえ、今後検討していきます。
122	事業概要案	18	交通広場建屋	デッキの荷重制限をふまえ、設置できる交通広場建屋の最大規模をご教示ください。	規模の拡大は、構造上の制約もあり想定していませんが、マーケットサウンディングのご意見を踏まえた今後の検討により変更の可能性がありま す。
123	事業概要書（案）	18	施設の概要	サービス機能の運営収入改善のため、交通広場建屋の規模を応募者が提案することは可能でしょうか。	規模の拡大は、構造上の制約もあり想定していませんが、マーケットサウンディングのご意見を踏まえた今後の検討により変更の可能性がありま す。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
124	事業概要案	18	バス乗車券売り場について	バス乗車券売り場に関する記載がございませんが、乗車券売り場は建屋内、地上階、品川駅構内どちらに設置されることを想定されているのでしょうか。	当面は乗車券を必要としないタクシーや路線バスの乗り入れを想定しているため、乗車券売り場も想定していません。将来的に乗車券売り場を必要とするバス等が発着する場合、交通広場建屋内又は乗降場付近に乗車券売り場を設置する可能性はあります。なお、設置有無等を含め、事業者が検討することを想定しています。
125	事業概要案	18	バス乗車券売り場について	仮にバス乗車券売り場を設ける場合、国、事業者、各バス事業者のどちらが用意するのでしょうか。	設置者は未定ですが、設置のために国道の附帯工事等が必要な場合は協議が必要と考えています。
126	事業概要案	18	バス乗車券売り場について	現時点で、各バス業者のバス乗車券売り場はどこに設置されていますでしょうか。	当面は乗車券を必要としないタクシーや路線バスの乗り入れを想定しているため、乗車券売り場も想定していません。将来的に乗車券売り場を必要とするバス等が発着する場合、交通広場建屋内又は乗降場付近に乗車券売り場を設置する可能性はあります。なお、設置有無等を含め、事業者が検討することを想定しています。
127	事業概要書（案）	19	事業収支	サービス機能の運営には、不動産賃貸方式が含まれる理解でよいか。	ご認識の通りの想定です。
128	事業概要書（案）	19	収入	コンセッション対象範囲では、交通建屋内でのテナント料のほか、広場でのイベント実施による収入、看板等設置による広告料収入、その他の場所貸しなどが想定されます。 コンセッション対象範囲で、収益事業が実施不可の場所や内容等の規制条件はありますか。 また、収益事業を実施する場合に、他の制度活用が必須となるなど想定される条件はありますか。 例えば、歩行者利便増進道路制度や都市再生整備計画制度などの制度活用が、別途必要になる想定でしょうか。	収益事業の内容はご認識の通りですが、実施可能場所については、事業内容により可・不可があるため、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。また、制度活用についても今後検討していきます。
129	事業概要書（案）	19	第3段階支出	「大規模修繕」の対象はどの範囲を想定されているか。	第3段階以降の収益事業の拡大に伴い、収支バランスの範囲内で、コンセッションの対象施設全ての大規模修繕を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
130	事業概要書	19	事業収支イメージ	収益目的の広告の掲出は可能か？	広告による収益事業の実施を想定していますが、法的な制約もあるため、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
131	事業概要書（案）	19	事業収支イメージ	事業収支の事業主体はPFI事業者との理解で宜しいでしょうか。若しくは、事業全体の収支イメージとの理解で宜しいでしょうか。	PFI事業者とのご理解でよろしいです。
132	事業概要書（案）	19	2－5 事業収支イメージ	提案時点で「⑥新たなモビリティ事業による収益」および「⑦大規模修繕費用」を試算することは難易度が高いと史料されるため、運営権対価の最低価格やサービス対価額の設定に際し、事業者側のリスクが過大にならないようご配慮いただけますと幸いです。	マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
133	事業概要書（案）	19	事業収支のイメージ（第3段階以降）	第3段階の新たなモビリティ事業は、公募するPFI事業に含まれる予定か。もしくは別事業で考えられているか。	新たなモビリティ事業については、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
134	事業概要書（案）	19	事業収支のイメージ（第3段階以降）	第3段階では、⑥新たなモビリティ事業による収益増を⑦大規模修繕費用に活用する期待が記載されているが、バス・タクシーの需要と新たなモビリティの需要はトレードオフの関係にあると思うが、その辺りの需要予測の検討はされているか。	詳細な需要予測は未実施です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
135	事業概要案	19	事業収支イメージ	支出の欄に必要経費という記載がございますが、必要経費等の内訳を開示いただけますでしょうか。	必要経費等の内訳は、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。
136	事業概要案	19	事業収支イメージ	必要経費に、SPC組成に必要な費用は算入しているのでしょうか（SPC設立費用、SPC人件費、事業税、法人税等）。	SPC組成に必要な費用は算入しておりません。
137	事業概要案	19	事業収支イメージ	停留料金額はどのくらいの額を想定されていますか。	特定車両停留施設利用料金に関する収支計算上の想定については、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。
138	事業概要案	19	事業収支イメージ	賑わい創出に資する事業という記載がございますが、こちらはデッキ階でのイベントを開催するという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。イベント以外にも、交通広場建屋でのサービス機能の運営等も含まれる想定です。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
139	事業概要案	19	事業収支イメージ	新たなモビリティ事業の収入を大規模修繕費用に充当することを期待されておりますが、どのくらいの割合を充当されることを想定されておりますか。	現時点では未定です。
140	事業概要案	19	事業収支イメージ	大規模修繕は建屋が対象であるという認識でよろしいでしょうか。	第3段階以降の収益事業の拡大に伴い、収支バランスの範囲内で、コンセッションの対象施設全ての大規模修繕を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
141	事業概要案	19	事業収支イメージ	事業者が追加投資した設備については、事業終了後に残存簿価で買取いただけるのでしょうか。	国として必要な設備については、減価償却処理を行ったうえでの買取を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
142	事業概要案	19	事業収支イメージ	運営権対価に関する支払いは、当事業にはないのでしょうか。	運営権対価の詳細については、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
143	事業概要書（案）	15 19	費用	P15：BTの事業期間は3～4年程度となっておりますが、後々追加整備や修繕等が必要になった場合、原則はコンセッションの範囲で行うことになるのでしょうか。 P19のスキームは、新たなモビリティ事業の収益を大規模修繕費用へ充当することになっていますが、大規模修繕等を再度BTの範囲で実施する可能性はありますでしょうか。	コンセッション開始後の追加整備等は、コンセッションの範囲での実施を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性があります。
144	事業概要書（案）	19	大規模修繕費用	大規模修繕費用の対象は、公共に移管される「通路屋根、交通広場建屋」、コンセッションの対象である「特定車両停留施設（デッキ階）、特定車両停留施設（地上階）」との理解で宜しいでしょうか。	第3段階以降の収益事業の拡大に伴い、収支バランスの範囲内で、コンセッションの対象施設全ての大規模修繕を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
145	事業概要書（案）	19	大規模修繕費用	大規模修繕費用の積算・大規模修繕の発注は、所有者たる公共が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	PFI事業者での実施を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
146	事業概要書（案）	19	大規模修繕費用	「新たなモビリティ事業による収入」と「大規模修繕費用への充当を期待」との記載がありますが、現時点、どのような方法で金銭の移転をお考えでしょうか。	新たなモビリティ事業をPFI事業者あるいはPFI事業者が委託する業者が実施し、その収益の一部を大規模修繕費用として積み立てることを想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等も踏まえ、今後検討していきます。
147	事業概要書（案）	19	大規模修繕費用	大規模修繕の対象として想定されている内容及び費用額があればご教示いただけますでしょうか。	参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。
148	事業概要書（案）	19	大規模修繕費用	大規模修繕費用は100%民間事業者負担でしょうか。その場合、修繕の対象・内容は事業者提案によるものが基本でしょうか。	第3段階以降の収益事業の拡大に伴い、収支バランスの範囲内で、コンセッションの対象施設全ての大規模修繕を、国とPFI事業者で協議のうえ、PFI事業者負担で想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
149	事業概要書（案）	19	新たなモビリティ事業	仮に、「新たなモビリティ事業による収入」が「大規模修繕費用」に満たない場合には、公共が負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	現時点ではご認識の通り、新たなモビリティ事業による収入が大規模修繕費用に満たない場合には、国が負担することを想定しています。
150	事業概要書（案）	19	新たなモビリティ事業モデル	PFI事業者選定において、応募時点では事業内容を確認することが困難な新たなモビリティ事業に取り組むことが必須条件となるのでしょうか。	新たなモビリティ事業については、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
151	事業概要書（案）	19	第3段階収入	「新たなモビリティ事業」の運営は、デッキ階、地上階と同様のPFI事業者が担う前提か。	新たなモビリティ事業の主体は、PFI事業者またはPFI事業者が委託する業者のいずれかを想定していますが、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
152	事業概要書（案）	19	運営権対価	運営権対価及びその算出方法について、現状想定されているものがあればご教示ください。	運営権対価の詳細については、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
153	事業概要書（案）	19	運営権対価	運営権対価の算出方法について、現状想定されているものがあればご教示ください。	運営権対価の詳細については、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
154	事業概要書（案）	19	サービス機能の運営	賑わい創出に資する事業として例えばイベント・広告宣伝活動が想定されますが、場所としてはP16特定停留施設①～⑧いずれも活用できる想定でよろしいでしょうか。また、活動可能時間・内容等の制約があればご教示下さい。	収益事業の内容はご認識の通りですが、実施可能場所については、事業内容により可・不可があるため、マーケットサウンディングのご意見を踏まえ、今後検討していきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
155	事業概要書（案）	19	コンセッションの管理 運営業務の内容	事業収支のイメージの支出で概ねの業務内容は読み取れますが、より具体的に想定されている業務内容をお示しいただけないでしょうか。例えば、維持管理業務のうち、建築物・設備点検保守業務や車路点検保守業務の有無、什器・備品維持管理業務、交通事故復旧業務、長期修繕計画作成業務等は含まれますでしょうか。運営業務につきましても、バス・タクシー乗降場の管理の業務内容の詳細をご教示下さい。	現時点では、事業概要書（案）P19に示す以上の想定はしていません。なお、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者には、事業収支イメージに関する参考資料をご提供いたします。
156	事業概要書（案）	19	特定車両停留施設利用	収入に特定車両停留施設利用料金等、新たなモビリティ事業とありますが、想定幅があれば教えて下さい。また、徴収する料金の設定に上限下限はない理解でよろしいでしょうか。	特定車両停留施設利用料金に関する収支計算上の想定については、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。また徴収料金の設定条件は、現時点では未定です。
157	事業概要書（案）	19	第2段階収入	「特定車両停留施設利用料金等」は事業者任意設定でよいか。	PFI事業者側で任意設定の上、道路管理者に届出を行う想定です。
158	事業概要書（案）	19	日常維持管理費用	対象施設の日常管理費用の想定があればご教示いただけますでしょうか。	日常管理費の試算は、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。
159	事業概要案	19	任意事業	任意事業として、ネーミングライツを導入してもよろしいのでしょうか。	ネーミングライツの導入を想定していますが、法的な制約もあるため、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
160	事業概要書（案）	16 19	リスク	P16では管理運営対象について、デッキ本体の管理は事業対象外とされています。P19では事業収支のイメージとして、「国道上空デッキ（北側）供用段階」では、経常修繕を行うこととされています。具体的には、空調機器交換や法改正対応などが想定されますが、これらは資本的支出に当たると考えられるため、区分の詳細な定義が必要ではないでしょうか。	経常修繕にかかる区分の詳細は、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
161	事業概要書（案）	19	リスク	日常管理（経常修繕）とはどの範囲でしょうか。（デッキ躯体の点検・補修も含むか、デッキ表層材や手すりなどの点検、補修なども含むのかご教示ください。）。 また、台風や地震等の災害によって、構造物が破損した場合の対応は、日常修繕の範囲でしょうか。 また、利用者等が故意に破壊した場合などの対応責任（裁判等の主体、加害者から修繕費等を回収できない時の修繕コストの負担）は、コンセッション事業者でしょうか。	デッキに関して日常管理の対象に含まれるのは、舗装面に加え、舗装面より上にある植栽、高欄等を想定しています。 不可抗力に該当する自然災害等によって生じた損害に対しては、国は事業継続措置を講じることを想定しています。 利用者（第三者）がコンセッション対象施設を損壊した場合や、第三者による交通事故でコンセッション対象施設が損傷した場合については、国が原因者と協議の上、原因者に対してかかる費用の全額または一部を請求することを想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性があります。
162	事業概要書（案）	19	リスク	「モビリティ事業」は、現時点の道路交通法や自動運転技術からの変化を予定したものであると想定しますが、もしも当該事業が実施可能な市場環境にならなかった場合、コンセッション事業者の責任や負担はどのようなものになるのでしょうか。（収益を約束することはできない）	新たなモビリティ事業については、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
163	事業概要書（案）	19	その他	今回のコンセッション対象範囲は、4丁目地区方面の南側デッキは含まないことになっておりますが、これら等の範囲がコンセッション期間中に追加される可能性はありますでしょうか。	賑わい広場側のデッキは対象外の想定です。
164	事業概要書（案）	19	事業方式	管理運営（コンセッション）は独立採算型であり、国によるサービス購入料の支払いは想定していないという理解でよろしいでしょうか。	コンセッションにおいては、国によるサービス購入料の支払いは現時点では想定していませんが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
165	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	「新たなモビリティ」の検討主体は道路管理者側で良いか。	新たなモビリティ事業の主体は、PFI事業者またはPFI事業者が委託する業者のいずれかを想定しておりますが、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
166	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	道路管理者側とPFI事業者側それぞれの責任分岐はどこか。BT/コンセッションの分岐の想定はあるか。	現時点において、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
167	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	以下各項目の対応主体はどのように考えるか。拠点・経由地選定/拠点整備(インフラ整備含む)/モビリティ選定/モビリティ運行/料金設定(施設から収受含)/料金収受/各拠点運営	新たなモビリティ事業の主体は、PFI事業者またはPFI事業者が委託する業者のいずれかを想定しておりますが、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
168	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	周辺施設からの料金収受を行う仕組み（フリーライド防止の観点）のイメージはあるか。	周辺施設から料金を徴収することを想定していますが、現時点では、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
169	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	品川以外の周辺拠点施設の管理費、大規模修繕費の捻出も含むイメージか。	現時点では、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
170	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	複数の拠点と品川を結ぶ運営事業および複数の拠点の整備が対象ということか。	現時点では、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
171	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	東京、新宿などJRの駅を結ぶことも可能性としてあるか。またその際はJRも料金を支払うことになるか。	現時点では、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
172	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	新たなモビリティ事業の事業主体はP F I事業者との理解で宜しいでしょうか。若しくは、別途、選定される事業者との理解で宜しいでしょうか。	新たなモビリティ事業の主体は、PFI事業者またはPFI事業者が委託する業者のいずれかを想定しておりますが、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
173	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業	新たなモビリティ事業の事業主体がP F I事業者である場合、P F I入札に際し、自動運転のモビリティ（B R T等）の提案が求められるとの理解で宜しいでしょうか。	新たなモビリティ事業の主体は、PFI事業者またはPFI事業者が委託する業者のいずれかを想定しておりますが、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
174	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業 モデルの例	新たなモビリティが東京、日本橋等の他拠点と広域で結ぶ場合、周辺自治体、交通管理者、地元等の関係者合意を図る必要があると考えられるが、事業者の責任で実施することになるか。国交省の協力は得られるか。	現時点では、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
175	事業概要案	21	新たなモビリティ事業	経由地や拠点にある施設から徴収する金額設定は、事業者が自由に設定できるのでしょうか。	現時点では、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
176	事業概要案	21	新たなモビリティ事業	経由地や拠点にある施設との料金を徴収するにあたって、契約書を結ぶことになると思いますが、この契約内容は拠点と事業者で設定するのでしょうか。	現時点では、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
177	事業概要案	21	新たなモビリティ事業	経由地や拠点にある施設から料金を徴収することが記載されておりますが、料金を徴収した事例がありましたら、ご教示ください。	事例は把握していません。
178	事業概要書（案）	21	新たなモビリティ事業 モデル	PFI事業者が徴収する利用料金の負担者として、モビリティの利用者（乗客）ではなく経由地や拠点にある施設が想定されている理由をご教示ください。	利用料金の負担者は、利用者の増加や利便性の向上が期待されるため経由地や拠点にある施設を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
179	事業概要案	19 21	新たなモビリティ事業 モデル	新たなモビリティ事業については、SPCが主体となって運行するイメージでしょうか。	新たなモビリティ事業の主体は、PFI事業者またはPFI事業者が委託する業者のいずれかを想定しておりますが、事業者公募への包含は未定です。マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
180	事業概要案	19 21	新たなモビリティ事業	新たなモビリティ事業を運行するにあたり、必要な許認可はあるのでしょうか。	現時点では、新たなモビリティ事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
181	事業概要書（案）	21	リスク	新たなモビリティ事業モデルが例示されていますが、自動運転のモビリティが、コンセッション事業者の対象範囲外を走行中に事故等を起こした場合、コンセッション事業者に責任を求められる場合はありますでしょうか。 あくまで求められる責任は特定車両停留施設の範囲内のみとの理解でよろしいでしょうか。	個々のケースによってリスク分担者は変わると考えられますが、マーケットサウンディングにおいてご意見があれば提出をお願いいたします。
182	事業概要書（案）	23	人流・交通流データ	データの管理運営費や利用料の収受の有無など事業観点はどのように検討されているか。	現時点では、事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
183	事業概要書（案）	23	人流・交通流データ	データ管理所有責任区分の考えは公共側か。	現時点では、事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
184	事業概要書（案）	23	人流・交通流データの活用	データ取得のためのインフラ整備はPFI事業者が実施することを想定しているのでしょうか。	現時点では、事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
185	事業概要書（案）	23	人流・交通流データの活用	得られた人流・交通流データは道路管理者と共有する必要があるのでしょうか。	現時点では、事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
186	事業概要書（案）	23	人流・交通流データの活用例	大規模言語モデル等を用いたサービス改善提案について、具体的なイメージはあるか。 特定車両停留施設の運営によるデータ取得、その他の手段でのデータ取得及び解析、大規模言語モデルを用いた活用などは、事業者の負担か。また本項目は公募時の提案競争項目として予定しているか。	現時点では、事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
187	事業概要書（案）	23	人流・交通流データの活用例	PFI事業者が取得し又は加工・解析したデータは外販等をすることは検討されるか。	現時点では、事業の詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
188	事業概要書（案）	19 23	人流・交通流データの活用	人流・交通流データの活用により発生する収入と費用については、次の認識でよろしいでしょうか。 ①データ取得に要する費用：PFI事業者が自らの費用負担において、本事業を通じてデータを取得するものであり、P19の事業収支イメージの費用には該当しない。 ②取得データの活用に伴う収入：取得したデータを本事業以外のデータと一体として、いわゆるビッグデータとして活用することで提供するサービス向上に寄与するとともに、収益事業化による収入が発生するものであり、P19の事業収支イメージの収入には該当しない。	基本的にはご認識のとおりですが、詳細はマーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
189	事業概要案	-	建屋の利用人数	1日に何人が交通広場建屋を利用されると想定されているのでしょうか。最低利用人数と最高利用人数をご教示ください。	収支の試算上の人数想定は、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。
190	事業概要案	-	利用者人数	1日の本事業の対象地の利用者人数（バス及び次世代モビリティの乗降客数と建屋の利用者数）は何人で想定されているのでしょうか。	収支の試算上の人数想定は、参加申込と併せて参考資料申込書をご提出いただいた参加者に参考資料をご提供いたします。
191	リスク分担（案）	1	不可抗力リスク	感染症に伴うリスクは不可抗力リスクに含まれるのでしょうか。	国及びPFI事業者のいずれの責に帰すことのできないもので、予見し得ない、または予見できても損失、損害の防止手段を講じることが合理的に考えても不可能な疫病については、不可抗力リスクに含む想定です。
192	リスク分担（案）	1	物価上昇リスク	追加費用を限定的に国が負担するとありますが、例えば急激な物価上昇分に対しては国も一部負担するという理解でよろしいでしょうか。	事業期間中の賃金水準又は物価水準の上昇について、一定の範囲内はPFI事業者がリスクを負うものの、その範囲を超えた上昇分の国による負担方法や金額等については、今後、PFI事業者と協議の上、決定することを想定しています。
193	リスク分担（案）	1	物価上昇リスク	物価上昇リスクに関する「一定の範囲内」について現状どのような基準を想定されているのでしょうか。	事業期間中の賃金水準又は物価水準の上昇によるPFI事業者が負担する追加費用等の一定の範囲については、現時点では未定です。
194	リスク分担（案）	1	交通広場建屋	交通広場建屋は道路構造物なのか、建築基準法上の建築物なのか？前者の場合に事業者側で設計・整備する「内装等」の範囲が異なるのか？	道路法の道路付属物（特定車両停留施設）ですが、同時に建築基準法上の道路内建築物とすることを想定しています。いずれの場合においても、内装等の範囲が異なることはありません。
195	リスク分担（案）	1,2	リスク内容について	リスクが顕在化した場合に限定的に負担するという文言がございます。この文言が対象となる各リスクの内容をご教示ください。	詳細は未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
196	リスク分担（案）	2	リスク	デッキ上で自動運転車と歩行者、1階バス乗降場でバスと歩行者が事故を起こした場合、歩行者が転倒してケガをした場合など、維持管理対象範囲で事故・事件が起こった場合、コンセッション事業者の責任はどのようになるのでしょうか。	リスク分担（案）の「第三者への損害リスク」に記載のとおり、施設の劣化及び維持管理の不備による事故や運営中の事故等、PFI事業者の帰責事由により第三者に損害を与えた場合、PFI事業者のリスク負担とすることを想定しています。一方、国の提示条件、指示等の国の帰責事由により第三者に損害を与えた場合は、国のリスク負担とすることを想定しています。事象ごとに状況や帰責事由者が異なりますので、国とPFI事業者の協議をもって、都度、決定していくことを想定しています。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
197	リスク分担（案）	2	リスク	公募時に想定した建設費・労務費等高騰など市場環境が変化し、コストアップした場合、災害等によりイベントが実施できず収入が得られない場合など、どのような想定になるのでしょうか。 具体的には、コンセッション期間中における条件見直しの可否やリスク分担（案）記載の○、△の範囲をもう少し詳しく確認したいとの観点です。	実施方針等公表時には、より詳細のリスク分担を公表する予定ですが、事業期間中の個々のリスクについては、その性質、程度等が異なるため、国とPFI事業者の協議をもって、都度、決定していくことを想定しています。
198	リスク分担（案）	2	リスク	コンセッション対象範囲に、違法駐車、違法駐輪などが想定されますが、撤去等の対応は警察や行政が対応するとの理解でよろしいでしょうか。 もしも違法駐車などにより、特定車両が通行不能、イベント実施ができない場合などの損害が発生した場合（当該加害者からの補償が受けられない場合）、コンセッション事業者の負担になるのかご教示ください。	違法駐車・駐輪に対する撤去等は、警察等が対応することを想定しています。 一方で、違法駐車等により、特定車両の通行不能やイベントが実施できない場合等の損害は、原則として、当該加害者への補償の請求も含め、PFI事業者側での負担を想定しています。 明確に上記に該当しないケースも想定されるため、個々のケースにより、国とPFI事業者の協議をもって、都度、決定していくことを想定しています。
199	リスク分担（案）	2	リスク分担	需要変動リスクについて、プロフィットロスシェアの導入を検討されているのでしょうか。	特定車両停留施設の運営に係る需要変動に対するプロフィット・ロスシェアリングの導入は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
200	リスク分担（案）	2	リスク分担	停留料について、想定収入を下回る場合、ロスシェアとして国が補填することは想定されているのでしょうか。	特定車両停留施設の運営に係る需要変動に対するプロフィット・ロスシェアリングの導入は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
201	リスク分担（案）	2	コンセッション	現状の交通広場建屋の規模であるとテナント収入が少ないこと、バス事業者から新たに停留料を徴収することは困難であること、デッキ部分の面積が大きく管理コストがかかることから、収支が合わない可能性が大きいと考えます。加えて、新たなモビリティ事業に対する不確定要素が大きいです。そのため、事業継続性の観点から運営維持管理に係る基本的な費用や大規模修繕費、設備（運行情報システム、自火報等）の定期的な更新費用や点検（屋根、柱等）費用等をサービス購入料として国でご負担していただくことは可能でしょうか。	現時点では、本施設の管理運営に係る費用は、更新費を含め、PFI事業者の負担を想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえた今後の検討により変更の可能性があります。
202	リスク分担（案）	2	コンセッション	項目番号10～12（特定車両停留施設の需要変動リスク、技術進歩リスク、競合施設設置リスク）の想定は難しく、事業者の管理を超えると考えられる。国側に記載されている「限定的な負担」について、想定する程度や、条件について具体的にお示し頂きたい。	特定車両停留施設の需要変動リスク、技術進歩リスク、競合施設設置リスクにおける国による限定的負担に係る詳細は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
203	リスク分担（案）	2	環境対策リスク	国が許可した工事に関しては、国側がリスク負担される認識でよろしいでしょうか。	国の帰責事由により生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用は国が負担する一方で、PFI事業者は、施設整備の実施が、近隣住民の生活環境に与える影響の調査及び合理的に要求される範囲での近隣対策の実施に係る責任及び費用の負担を担うことを想定しています。
204	リスク分担（案）	2	需要変動リスク	特定車両停留施設の運営に係る需要変動で国もリスクを一部負担とありますが、当初の想定について事業者とどのように合意をとるのでしょうか。	国とPFI事業者が協議を行い合意形成することを想定していますが、マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
205	リスク分担（案）	2	デッキ舗装面管理に係るリスク	設計・整備期間（BT）におけるデッキ舗装面の管理費用については100%民間事業者負担の想定という理解でよろしいでしょうか。	BT期間中の工事範囲内の管理費用は、サービス購入料として国がPFI事業者に支払うことを想定しています。
206	リスク分担（案）	2	競合施設設置リスク	「競合施設設置リスク」が挙げられていますが、特定車両停留施設対象外である西口A地区のバス停や周辺のタクシー乗降場との住み分けはありますでしょうか。周辺での同様の乗降場等の設置を制限していただけるのでしょうか。 また、乗降場等での停車料金・バスポール占用料などは、当該箇所と周辺の乗降場との価格設定が問題となると思いますが、どのように価格調整する想定でしょうか。	今後周辺開発事業者と協議しながら進めていくこととなりますが、基本的にはそれぞれの乗降場で棲み分けすることを想定しています。価格設定については、道路法に従い、周辺の乗降場の停留料金に比して著しく均衡を失しない範囲で設定することを想定しています。PFI事業者が実施することを想定しています。
207	リスク分担（案）	2	法令等の変更リスク	新たなモビリティ事業の実現可否・可能範囲は道路交通法をはじめとする各種法制度の改正により大きく左右されると思料いたします。 法令等の変更リスクは事業者が管理できないため、国の負担という理解でよろしいでしょうか。	個々のケースにより、国とPFI事業者の協議をもって、都度、決定していくことを想定しています。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容	回答
208	事業者選定スケジュール	－	参加要件	事業者公募に関してですが、現時点で想定している参加要件や資格がございましたらご教示ください（例：バスの運行管理運営業務に関する資格他）。	参加要件、資格は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
209	事業者選定スケジュール	－	参加要件	以下先行事例のようにバスターミナルの運営実績を持たない会社も参加できる条件としていただけますでしょうか。 一般国道１号近鉄四日市駅バスターミナル運営等事業（ https://www.cbr.mlit.go.jp/contract/pfi/route1_buss_uneijigyo/data/20231206/20231206_shiryo_02.pdf ）の質問回答の４９～５１を参照。	参加要件は現時点では未定です。マーケットサウンディングのご意見等を踏まえ、今後検討していきます。
210	事業者選定スケジュール	－	説明会	本事業の取り組みを検討する事業者向けに今回の事業計画に関する説明会（現地説明会や参加者同士で連絡先を交換できるマッチングの場合等）の実施をお願いいたします。	説明会の実施の予定はありません。
211	事業者選定スケジュール	－	選定スケジュール	実施方針等の公表、事業者公募、事業者決定は2025年の何月に実施されるのでしょうか。質疑回答のタイミングでご教示ください。	実施方針等の公表、事業者公募、事業者決定の時期は「2025年度～」の予定であり、具体的な時期については現時点では未定です。
212	事業者選定スケジュール	－	競争的対話	競争的対話において、バス事業者との対話は行われるのでしょうか。	バス事業者が本マーケットサウンディングに参加された場合は、個別対話実施の可能性があります。
213	事業者選定スケジュール	その他	－	事業者決定、特定事業契約締結の想定時期（年度）をご教示ください。	実施方針等の公表、事業者公募、事業者決定の時期は「2025年度～」の予定であり、具体的な時期については、現時点では未定です。
214	事業者選定スケジュール			実施方針等の公表、事業者公募、決定、特定事業契約締結の想定時期をご教示いただけますでしょうか。	実施方針等の公表、事業者公募、事業者決定の時期は「2025年度～」の予定であり、具体的な時期については、現時点では未定です。
215	－		総論	弊社はこれまで、当該プロジェクトに関し、周辺事業者としてハード面を中心に協議させていただいているところである。本意見聴取を踏まえた公募条件において、協議内容が変更になる可能性はあるか。また、弊社のみならず周辺事業者に対し、計画の変更を要請する可能性はあるのか。	協議内容が変更になる可能性はありますが、その場合も引き続き調整しながら進めていきます。
216	－		総論	弊社は2019年の企画提案に応募し、選定された経緯がある。今回のサウンディングと過去の公募との位置づけを明確にしていきたい。（過去の公募及び選定と今回マーケットサウンディングは無関係か）	企画提案頂いた内容を参考に、国道１５号品川駅西口駅前広場の整備の方向性及び官民連携の方向性について、検討を重ねてきました。本マーケットサウンディングでは、その内容について、参加者の方々のご意見を伺い、今後予定している事業者公募の技術仕様等を作成する際の基礎的な資料等にします。 なお、過去の企画提案公募や本マーケットサウンディングの意見提出が、今後の事業者公募にあたり、参加者を優位に取り扱うものではありません。